

燕・弥彦総合事務組合水道給水条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合水道給水条例（平成31年燕・弥彦総合事務組合条例第12号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合水道給水条例の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合水道給水条例（平成31年燕・弥彦総合事務組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

（料金）

第23条 料金は、次の表に掲げる基本料金及び従量料金の合計額に消費税等相当額を加算した額とする。

（1）専用給水装置

メーターの口径	基本料金(1箇月)	従量料金
13ミリメートル	330円	1立方メートルにつき131円。ただし、公衆浴場用は、1立方メートルにつき60円
20ミリメートル	630円	
25ミリメートル	1,100円	
30ミリメートル	1,300円	
40ミリメートル	3,850円	
50ミリメートル	7,550円	
75ミリメートル	19,000円	
100ミリメートル	38,500円	
150ミリメートル	109,000円	

（2）私設消火栓 演習に使用する際、1栓1回放水時間10分ごとに1,000円

第26条第1項中「別表」を「第23条」に改める。

別表(第23条関係)を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による弥彦村の区域(弥彦村の区域内及び燕市長辰)の改正後の料金は、令和7年5月分の料金から適用し、同年4月分の料金については、なお従前の例による。